

議案第 13 号

苫小牧市議会議員及び苫小牧市長の選挙における選挙運動の公費負担  
に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市議会議員及び苫小牧市長の選挙における選挙運動の公費負担  
に関する条例の一部を改正する条例

苫小牧市議会議員及び苫小牧市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する  
条例（平成 6 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条及び第 9 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 12 条第 1 号中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の苫小牧市議会議員及び苫小牧市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

## 理 由

公職選挙法施行令の改正に準じ、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を改定するため、関係規定を整備する。

議案第 14 号

苫小牧市職員の育児休業等に関する条例及び苫小牧市一般職の職員に  
関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市職員の育児休業等に関する条例及び苫小牧市一般職の職員に  
関する条例の一部を改正する条例

(苫小牧市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 苫小牧市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 7 号）の一部  
を次のように改正する。

第 15 条第 1 項中「（非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定  
する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下この条において同じ。）にあつ  
ては、3 歳）」を削り、「一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）」  
を「全部又は一部」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定による部分休業の請求をしようとする職員は、毎年 4 月 1 日か  
ら翌年 3 月 31 日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内  
のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを任命権者  
に申し出るものとする。

- (1) 1 日につき 2 時間を超えない範囲内
- (2) 1 年につき一定時間を超えない範囲内

第15条第6項中「、第11条第2項」を削り、同項を同条第12項とし、同項の前に次の1項を加える。

11 任命権者は、部分休業をしている職員が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認める場合は、当該部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 部分休業に係る子を養育しないこととなったとき。
- (2) 職員が第4項の規定による変更をしたとき。

第15条中第5項を第10項とし、同項の前に次の1項を加える。

9 第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

第15条第4項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、「2時間から」の次に「当該」を加え、同項を同条第8項とし、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項の次に次の4項を加える。

3 前項第2号に規定する一定時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下この条において同じ。）以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

4 第 2 項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

5 第 2 項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあっては、その変更後のもの）において、第 1 項の規定による部分休業の請求をすることができる。

6 第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。

第 17 条を第 19 条とし、第 16 条を第 18 条とし、第 15 条の次に次の 2 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出があった場合における措置等）

第 16 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準じる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 17 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするた

め、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
  - (2) 育児休業に関する相談体制の整備
  - (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置
- (苫小牧市一般職の職員に関する条例の一部改正)

第2条 苫小牧市一般職の職員に関する条例（昭和26年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「よつて」を「よって」に改める。

第3条の2第2号中「なつた」を「なった」に改める。

第4条中「よつて」を「よって」に改める。

第5条第4項中「あつて」を「あって」に、「至つた」を「至った」に改める。

第6条の2第1項中「至つた」を「至った」に改める。

第10条及び第12条第11項ただし書中「あつて」を「あって」に改める。

第15条第1項中「にあつて」を「にあって」に改め、同項第1号中「なつた」を「なった」に改め、同項第2号中「あつた」を「あつた」に、「あつて」を「あって」に、「なつた」を「なった」に改める。

第15条の4第1項及び第15条の5第2項中「あつて」を「あって」に改める。

第15条の5の2の見出し中「職員」の次に「等」を加え、同条第1項中「申告、」を削り、「（次条）の次に「及び第15条の7」を加える。

第15条の6の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第15条の7 任命権者は、苫小牧市職員の育児休業等に関する条例第16条第1項の措置を講じるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以

下この項において「申出職員」という。) に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
  - (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
  - (3) 苫小牧市職員の育児休業等に関する条例第 16 条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、任命権者が定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
  - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
  - (3) 対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。
- 第 16 条第 1 項中「なつた」を「なった」に、「行つて」を「行って」に改

める。

第18条中「もつて」を「もって」に改める。

別表第1中「従つて」を「従って」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 職員は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第1条の規定による改正後の苫小牧市職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第15条第1項から第5項までの規定の例により、同条第2項各号のいずれの範囲内で部分休業（同条第1項に規定する部分休業をいう。以下この項において同じ。）の請求をするかの申出をし、その範囲内（改正後の条例第15条第4項の規定の例により当該申出の内容の変更をした場合にあっては、その変更後のもの）で施行日以後における部分休業の請求をすることができる。この場合において、当該申出及び変更並びに請求は、施行日においてそれぞれ同条第2項の規定による申出及び同条第4項の規定による変更並びに同条第1項の規定による請求とみなす。
- 3 改正後の条例第15条第2項第2号に掲げる範囲内において、施行日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の条例第15条第3項の規定の適用については、同項第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同項第2号中「10」とあるのは「5」とする。
- 4 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の苫小牧市一般職の職員に関する条例第15条の7第2項の規定の例により、同項各号に掲

げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

---

#### 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、部分休業制度を拡充するとともに、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認を行う等のため、関係規定を整備する。

議案第 15 号

苫小牧市福祉ふれあいセンター条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市福祉ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

苫小牧市福祉ふれあいセンター条例（平成 27 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「第 5 条第 18 項」を「第 5 条第 19 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

-----  
理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、条例で引用している同法の条項に移動があったため、関係規定を整備する。

議案第 16 号

苫小牧市立病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 4 日提出

苫小牧市長 金 澤 俊

苫小牧市立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

苫小牧市立病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年条例第 36 号）の一部  
を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 1 号中「378 床」を「368 床」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

-----  
理 由

一般病床数を削減するため、関係規定を整備する。